

# 社会福祉法人 クピド・フェア

## 障害者支援施設 くピドワーク&ハイム

### 運営方針

個別支援計画に基づき、利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、介護及び、訓練を適切に行うことを施設の運営方針としています。

### 事業種類

- ①施設入所支援事業
- ②生活介護事業
- ③短期入所事業

### 定員

- 施設入所支援事業 170名
- 生活介護事業 120名
- 短期入所 4名

### 職員体制

	施設入所支援事業 (短期入所事業)	生活介護事業
施設長	1名	
サービス管理責任者	4名	
生活支援員	5名	58名
栄養士	1名	
医師		1名
看護職員		5名
機能訓練指導員		4名

### 協力医療機関

岩見沢市立総合病院

### 苦情受付

当施設では、ご提供したサービスに関する苦情などについて適切に対応するため、苦情相談を受け付ける窓口を設置しております。

何かお気づきの点がございましたら窓口までお申し出下さい。

- 苦情解決責任者 施設長 杉野 邦宏
- 苦情受付窓口（担当者） サービス管理責任者 外山 大祐 佐野 史典 石川 千春 今井 杏
- 第三者委員 弁護士 米田 和正
- 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30
- 電話番号 0126-23-1111 FAX 0126-22-5638

### ■施設入所支援事業

#### (1) 定率負担

ご契約者の障害支援区分とサービス利用料金(1日) (施設入所支援)	区分 1・2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
	126 円	147 円	179 円	224 円	270 円

#### (2) 食費（日額）

食事に係る自己負担額(1日)	1,430円(日)
----------------	-----------

#### (3) 光熱水費(月額)

光熱水費に係る自己負担額(月額)	10,000円(月)
------------------	------------

#### (4) 加算料金

加算区分	自己負担の目安	内 容
重度障害者支援加算(I)	1日につき 28円	医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の20以上であって、看護職員又は生活支援員を常勤換算で1人以上加配した場合に加算。
重度障害者支援加算(I)重度	1日につき 22円	重度障害者支援加算(I)が算定されている障害者支援施設等において、障害支援区分6に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が2人以上利用している場合に加算。
入所時特別支援加算	1日につき 30円	新たに入所者を受け入れた日から起算して30日以内の期間において、施設入所支援提供を行った場合に算定。
入院・外泊時加算(I)・(II)	1日につき (I)247円 (II)147円	利用者が病院等に入院した場合や居宅へ外泊した場合等に、(I)は8日を限度、(II)は8日を超えた日から82日を限度とし所定単位数に代えて加算。
入院時支援特別加算	1月につき 561円 1,122円	利用者が入院した際、病院等との連絡調整や入院期間中の被服の準備等一定の支援を行った場合に月1回を限度とし加算。
栄養マネジメント加算	1日につき 12円	常勤の管理栄養士を配置し、栄養ケア計画を作成して栄養管理を行っている場合に加算。
療養食加算	1日につき 23円	栄養士が配置されている施設において、療養食を提供した場合に加算。

### ■生活介護事業

#### (1) 定率負担

ご契約者の障害支援区分とサービス利用料金(1日) (生活介護)	区分 1・2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
	426 円	476 円	532 円	761 円	1,023 円

#### (2) 食費（日額）※生活介護事業のみ利用の場合

食事に係る自己負担額(1日)	昼食 150円(非課税世帯) 394円(課税世帯)
----------------	---------------------------

#### (3) 加算料金

加算区分	自己負担の目安	内 容
人員配置体制加算(III)	1日につき 33円	直接処遇職員を、常勤換算方法で前年度の平均利用者数の値を2.5で除して得た数以上配置している場合に加算。
福祉専門職員配置等加算(I)	1日につき 15円	生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上である場合に加算。
初期加算	1日につき 30円	利用開始日から起算して30日以内の期間について加算。
欠席時対応加算 (月4回を限度)※生活介護事業のみ利用の場合	1日につき 94円	利用者が当日に急病等によりサービスの利用をキャンセルした場合において、事業者が当該利用者やその家族等に連絡を取り、利用者の状況等の確認を行った場合に加算。
リハビリテーション加算	1日につき 20円 48円	理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士等が中心となって、利用者ごとのリハビリテーション計画を作成し、個別のリハビリテーションを実施した場合に加算。
食事提供体制加算	1日につき 30円	収入が一定額以下の利用者に対して、事業所が食事を提供した場合に加算。
送迎加算(II)	片道につき 10円	送迎を行った場合に、片道につき加算。※生活介護事業のみ利用の場合

#### (4) サービスの概要と利用料金（総合支援法の給付対象とならないサービス）

複写物の交付	ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき 10円
--------	--

ご利用料金等の詳細及びご不明な点がございましたら窓口までお問合せ下さい。